

白山工業株式会社
2026年1月5日制定

競争的研究費利用に係る不正取引に対する措置基準

(目的)

第1条 この基準は、白山工業株式会社（以下「当社」という。）が、競争的研究費（以下「研究費」という。）を利用して発注する物品の購入や製造、役務その他の取引について、適正な履行を確保するため、取引企業が不正取引や贈賄等を行った場合の措置及びその手続について、必要な事項を定めるものとする。

(取引停止の措置)

第2条 当社最高管理責任者（以下「社長」という。）は、取引業者が以下の各号に定める措置要件のいずれかに該当するときは、ただちに取引を停止し、別表に定める期間、取引は行わないものとする。ただし、取引停止期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになった場合、別表に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。

(1) 虚偽記載

物品及び印刷物の調達、業務委託、工事等に係る書類の提出に当たり、虚偽の記載等があり、契約の相手方とすることが不適当と認められるとき。

(2) 粗雑な委託の履行又は粗雑品の納品

業務の遂行に当たり、粗雑に委託の履行をし、若しくは契約書等に定められた事項に関し不正な行為をしたと認められるとき又は物品及び印刷物の納入に当たり、粗雑品を納入し、見積書若しくは契約書等に定められた品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。

(3) 契約違反

物品の調達、印刷物の調達又は業務委託等に関する契約に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。

(4) 贈賄

取引企業が当法人職員等に対して贈賄行為を行ったと認められるとき。

(5) 不誠実な行為

前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

(取引停止措置に至らない理由に関する措置)

第3条 社長は、取引業者が第2条の規定による取引停止措置に至らない場合で、必要があると認めるとときは、当該企業に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(取引業者からの誓約書徴取)

第4条 社長は、研究費の不正取引を事前に防止する取組みとして、取引企業から誓約書を徴取するものとする。

(取引停止措置の通知)

第5条 社長が取引の停止措置を行うときは、その取引企業に対し、遅滞なく書面により通知するものとする。

附 則

この基準は、令和8年1年5日から施行する。

[別表]

不正取引先への措置基準

措置要件	取引停止期間
物品及び印刷物の調達、業務委託、工事等に係る書類の提出に当たり、虚偽の記載等があり、契約の相手方とすることが不適当と認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 6ヶ月以内
業務の遂行に当たり、粗雑に委託の履行をし、若しくは契約書等に定められた事項に関し不正な行為をしたと認められるとき又は物品及び印刷物の納入に当たり、粗雑品を納入りし、見積書若しくは契約書等に定められた品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 6ヶ月以内
物品の調達、印刷物の調達又は業務委託等に関する契約に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 6ヶ月以内
会社発注の契約に際し、取引会社が当社職員等に対して贈賄行為を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上 1年以内
上記のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為等があり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 6ヶ月以内